

予納金額標準表(令和3年4月1日改定)

	区分	基本額	加算額
動産(執イ)	差押事件	35,000円	債権者1名(分割債権), 執行場所1箇所増すごとに基本額を加算
	動産競売事件	30,000円	
明(引)渡し等(執ロ)	不動産明渡等事件(建物収去・退去を含む。)	65,000円	債務者1名, 物件1個増すごとに40,000円加算
	代替執行事件(建物収去を除く。)	30,000円	債務者1名, 物件1個増すごとに15,000円加算
	動産引渡事件	25,000円	債務者1名増すごとに15,000円加算
	動産引渡事件(自動車)	25,000円	物件1個増すごとに15,000円加算
	動産受領事件	30,000円	執行場所1箇所増すごとに15,000円加算
	売却及び買受人の為の保全処分	65,000円	債務者1名, 物件1個増すごとに25,000円加算
	売却及び買受人の為の保全処分(公示のみ)	30,000円	債務者の人数にかかわらず30,000円 物件1個増すごとに10,000円加算
保全(執ハ)	仮差押事件	35,000円	債権者1名(分割債権), 執行場所1箇所増すごとに基本額を加算
	仮処分事件	30,000円	債務者1名, 物件1個増すごとに15,000円加算
	不特定債務者のみの仮処分事件	60,000円	物件1個増すごとに15,000円加算
	特定債務者1名及び不特定債務者の仮処分事件	60,000円	特定債務者1名, 物件1個増すごとに15,000円加算
その他	子の引渡実施	70,000円	援助執行官1名50,000円加算 事案により, さらに追納の可能性あり
	破産保全事件	30,000円	

(注意) 上記は, 執行官手数料規則に基づく費用についての予納金であり, 明渡し等事件の作業員日当, 遺留品運搬費用, 倉庫保管費用等は含まれていません。また, 執行官援助など各事件毎の処理の都合で, 予納金が不足する場合がありますので, 当執行官室から連絡があったときは, すみやかに追納をお願いします。